

訪問介護事業所 東郷 料金表

1. 訪問介護サービス料金

区 分	所 要 時 間	サービス利用単位
身 体 介 護	・20分未満	165
	・20分以上30分未満	245
	・30分以上1時間未満	388
生 活 援 助	・20分以上45分未満	183
	・45分以上	225

(1) 上記の料金について、身体介護を行った後に引き続き20分以上の生活援助を行った場合、所要時間20分から計算して25分を増すごとに70単位を加算します。(210単位を限度とします)

(2) 下記の時間帯にサービスを利用する場合は、次のとおりサービス利用料金に割増し料金が加算されます。

早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時) 25%

深夜(午後10時～午前6時) 50%

(3) 2名のサービス従事者によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得た上で、2名のサービス従事者によりサービスを提供するものとし、通常のサービス利用料金の2倍の料金をお支払い頂きます。

取扱い内容		
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位の10%加算	体制要件と人材要件を満たしているため、所定単位数の10%加算。

2. 介護予防訪問介護サービス料金

区 分	対 象 者	サービス利用単位
介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2の方で、週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	1,168
介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2の方で、週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	2,335
介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2の方で、週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	3,704

(1) 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置付けられ支給区分によって上記のとおりとします。

(2) 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は致しません。

・月途中で要介護から要支援に変更になった場合 ・月途中で要支援から要介護に変更になった場合

・同一保険管内での転居等により事業所を変更にした場合。

※月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料金を計算します。

3. 訪問介護・介護予防訪問介護サービス料金 共通事項

取扱い内容		
初回加算	200単位	当該事業所で新規にサービス利用を受ける場合(前回のサービス提供時より二月空いて、新たに訪問介護計画を作成する場合も含む)に1回当たり加算。
緊急時訪問介護加算	100単位	計画的に訪問することになっていないサービスを、利用者や家族から要請を受け、緊急に行った場合に、通常の身体介護のサービス料金に1回当たり加算。
生活機能向上連携加算	100単位	リハビリ専門職との共同による計画書の作成・評価を行った場合、3月の間、1月につき加算。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.6%	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に0.086を乗じた額。

※リリーブ東郷入居者への訪問派遣は、同一建物に対する減算対象(-10%)となります。

※実際に利用者の方から頂く利用料金は、所定単位数(基本料+加算の合計)に、介護職員改善加算の単位数を加え地域区分単位(福井市:7級地)=10.21円を乗じて算定し、ご利用者様分の負担は「介護保険負担割合証」に準じたその額分(1割もしくは2割)となります。

以上、平成27年8月より適用